

(平成24年5月23日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認静岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
国民年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 4 月から 56 年 1 月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 56 年 1 月まで

私は、昭和 51 年 2 月 4 日に国民年金に任意加入した際、付加年金への加入申出も行い、56 年 2 月 25 日にこれを辞退するまで、付加保険料も納付してきたと認識している。年金手帳にも付加年金に加入していた記載があるのに、申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄から、申立人が、申立期間を含む昭和 51 年 2 月から 56 年 1 月までの期間について付加年金に加入していることが確認できる。制度上、付加保険料は、現年度納付の納期限内でなければ納付できないところ、申立期間の定額保険料の正確な納付年月日は不明であるものの、オンライン記録から、51 年 2 月から申立期間直前の 52 年 3 月までの付加保険料は納付されていること、及び記録されている保険料収納年月日は全て現年度納付の納期限内であることが確認できる上、ほかに申立期間の保険料が過年度納付など現年度納付の納期限経過後に納付されたものであることをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間の定額保険料についても、現年度納付の納期限内に納付されていたと考えるのが妥当である。

このことを前提にした上で、申立期間当時、申立人が居住していた市及び町においては、付加年金加入者に対して、定額保険料と付加保険料の合計額を記載した納付書を発行していたことがうかがえることを踏まえると、申立人の納付記録において、定額保険料については納付済みとされ、付加保険料について未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、昭和 51 年 2 月に任意加入により国民年金に加入して以降、

複数回の転居による国民年金の住所変更手続及び国民年金第3号被保険者への種別変更手続をいずれも適切に行っている上、申立期間の付加保険料を除き、国民年金加入期間に保険料の未納も無いことから、申立人の国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

静岡国民年金 事案 1616

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から54年3月まで

私は、会社の退職に伴い厚生年金保険被保険者資格を喪失後、5か月ほど経過してから国民年金に加入し、保険料の口座振替の手続を行った。その5か月間ほどは未加入の期間になると思うが、加入手続を行った日及び諸手続の内容などをはっきりと記憶しており、加入以降、継続して保険料を納付しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年9月又は50年8月に国民年金加入手続を行ったと述べているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得年月日が55年3月であること、ii) 申立人に対して別の同記号番号が払い出されたこともうかがえないことから判断して、申立人の国民年金加入手続は同年同月頃に初めて行われ、この時、厚生年金保険被保険者資格を喪失した49年9月まで遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認できる。このため、加入手続を行うまでは、申立人は国民年金に未加入であったことになり、申立期間当時、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人は、国民年金加入手続と同時に口座振替の手続を行い、申立期間の保険料を郵便局の口座からの振替により納付していたと述べているが、申立人が当時居住していた市では、同市において国民年金保険料の口座振替が開始されたのは昭和52年4月からであるとしていることから、申立人が加入手続を行ったとする時期には口座振替はできなかったと考えられる上、ゆうちょ銀行の記録から、申立人が振替に使用していたとする通帳記号番号の口座は、平成になってから開設されたものであることが確認できるなど、

申立人の供述に不合理な点がみられる。

さらに、申立人が居住する市の電算記録でも、申立期間の保険料は未納とされており、オンライン記録との齟齬^{そご}も無い上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。